

奈良県告示第三百三十一号

奈良県心身障害者福祉センター条例（昭和五十四年三月奈良県条例第二十五号）第五条第四項の規定により、奈良県心身障害者福祉センター（歯科衛生診療所）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年十二月十六日

奈良県知事 山下 真

一 指定管理者となる団体

奈良市二条町二丁目九番二号 一般社団法人奈良県歯科医師会 会長 森 直樹

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで